広川町役場庁舎内での弁当等販売事業者募集要項

　広川町役場1階エントランス及び各課窓口で弁当、おにぎり、パン等を販売する事業者（以下「販売事業者」という。）を募集します。応募される方は、この募集要項を確認の上、お申し込みください。

１　目的

　　広川町役場1階エントランス及び各課窓口において、来庁者及び町職員等の利便性を確保するために、販売事業者を募集します。

２　内容

（1）1階エントランス

所在地　　　　福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1　外

・販売場所　　　広川町役場1階エントランス

　　　　　　　　　　※長机を配置し、販売していただきます。

・販売スペース　約2㎡を2か所設置（別紙参照）

※販売事業者ごとに週１回を想定しているが、応募状況に応じて、日程調整を行う予定です。

・販売期間　　　令和7年4月１日(火)から令和8年3月31日(火)（平日のみ）

※状況に応じて、変更する場合があります。令和8年4月1日以降も本事業を継続する場合は、再度募集を行います。

・販売時間　　　11時00分から14時00分まで

（準備及び片付けを含む）

・使用料　　　　無料

・職員数　　　　220人（令和7年1月6日時点）

（2）各課窓口移動販売

　　　・販売場所　　各課窓口（※事前注文をうけた者のみ販売可）

　　　・販売時間　　9時00分から11時00分まで

　　※販売期間、使用料については、上記（1）に記載のとおり

注意点（以下の内容を遵守してください）

　・その場での注文受付はできるが、同時に販売することはできないこと。

　・あくまで配達であり、事前注文以外の販売はできないこと。

　・他のお客様に迷惑をかけないように配慮すること。

３　応募資格要件

　 次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り、応募することができる。

（１）事業所所在地の市町村税の滞納がないこと。

（２）弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

（３）風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。

（４）広川町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は関係機関等でないこと。

４　応募手続き

（１）応募方法

①　郵便申込

簡易書留郵便等で、必要書類を以下の送付先に送付してください。

【受付期間】　令和7年2月19日(水)から令和7年3月7日(金)消印有効

【送付先】〒834-0115　福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

広川町役場　総務課　財政係

②　持参申込

必要書類を以下の提出先に持参してください。

【受付期間】　令和7年2月19日(水)から令和7年3月7日(金)

9時00分から17時00分まで

【提出先】　　広川町役場3階　総務課 財政係

③電子申請

　　下記のURLより申請してください。

　　　URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/a8fSAWzn>

【受付期間】令和7年2月19（水）から令和7年3月7日（金）

（２）**必要書類**

ア　広川町弁当等販売申請書

イ　事業所所在地の市町村税の滞納がない証明

ウ　食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

エ　販売責任者の本人確認書類（免許証等）

５　販売事業者の決定等

（１）応募書類の確認

　　提出された応募書類の確認を行い、条件を満たしている者を販売事業者の対象とします。ただし、応募が多数の場合は抽選等で調整する場合があります。

　　なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

ア　応募資格のない者によるもの

イ　指定の日時までに提出がなかったもの

ウ　記載内容に不備があるもの

（２）販売事業者の決定及び公表

　　販売事業者の決定は、令和7年3月中旬頃を予定しています。

販売事業者ごとに販売日程等の調整を行い、結果を知らせます。

また、町ホームページに販売事業者名を掲載します。

６　販売事業者の決定の取消し

　　次のいずれかに該当する場合は販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって販売事業者に損害が生じることがあっても、町はその責めを負わないものとします。

ア　正当な理由なく期日までに手続きに応じない等、町の指示に従わなかった場合

イ　募集要項、仕様書の各条件等に違反した場合

ウ　食中毒等の発生により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合

エ　その他本事業の事業者として、不適当と認められる場合

７　その他

（１）弁当等は、各店舗であらかじめ作ってきたものに限る。その場で調理や盛り付けをするものは販売できません。

（２）食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行うこととします。

（３）販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応することとします。

（４）販売する弁当等に関するトラブルについて、町は一切の責任を負いません。

（５）町では、特定の事業者への販売促進は行いません。

（６）感染予防の観点から、以下の内容を遵守してください。

ア　従業員の体調管理、マスク着用、消毒、手洗い、うがいを徹底すること。

イ　共有物の適正な管理、消毒を実施すること。

ウ　食品については、個包装したものを販売すること。

８　問い合わせ先

広川町役場3階　　総務課 財政係

〒834-0115　福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

TEL：0943-32-1255 (内線342)

FAX：0943-32-5164

E-mail：zaisei@town.hirokawa.lg.jp